



認知症総合支援事業の 取組状況について



本物力こそ桑名力

認知症総合事業の取組状況について

- 1. 共生社会の実現を推進するための認知症基本法**
- 2. 認知症総合支援事業の取組について**

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」①

令和5年6月14日成立

令和6年1月1日施行

目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、
認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に發揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会(=共生社会)の実現を推進

基本理念

～共生社会の実現の推進という目的に向か、
基本理念等に基づき認知症施策を国・地方が一体となって講じていく～

認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、①～⑦を基本理念として行う。

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができる。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等を推進するとともに、認知症及び軽度の認知機能の障害に係る予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすための社会参加の在り方及び認知症の人が他の人々と支え合いながら共生することができる社会環境の整備その他の事項に関する科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」②

認知症施策推進基本計画の概要

認知症施策推進基本計画について／ 基本的な方向性

- ・基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
- ・認知症の人本人の声を尊重し、「**新しい認知症観**」※に基づき施策を推進する。
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。
②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

基本的施策

- ・施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
⇒ 以下の12項目を設定:①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

桑名市の認知症総合支援事業の全体像

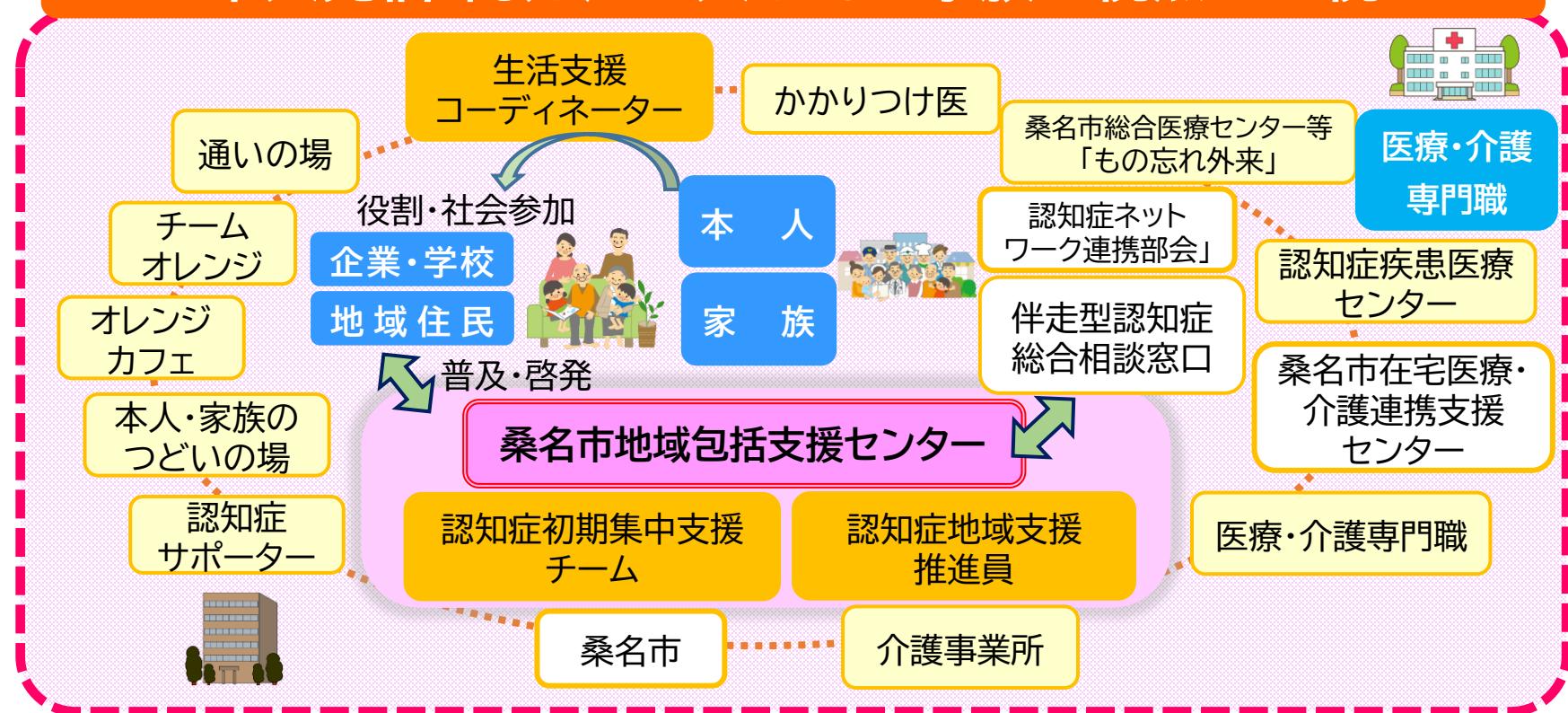
共生 認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくり

- 普及啓発・本人発信支援
「認知症サポーター養成講座」の実施
認知症月間に係る周知・啓発
- 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援
「チームオレンジ」の推進、「みんなが安心声掛け訓練」の実施
「オレンジカフェ」「本人・家族のつどいの場」の開催

予防 認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供

- 予防
「初期集中支援」の実施
- 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援
「伴走型認知症総合相談窓口」「認知症地域支援推進員」の設置
「多職種連携研修会」の実施
「くわな認知症安心ナビ(認知症ケアパス)」の更新

本人発信・認知症の人やその家族の視点の重視



認知症総合支援事業の取組 ①

普及啓発

○ 認知症サポーター養成講座

認知症を正しく理解し、認知症の方への接し方を学び、認知症の人を温かく見守るサポーターを養成。令和6年度から、最新の知見や当事者の活躍の広がりなど近年の動向を踏まえ、教材は改訂されている。

令和6年度 1,932人受講(44回)

うち小学校 22校 中学校 5校

企業・職域 (スーパーマーケット、

民生委員児童委員協議会、事業所等)

○ 認知症サポーターステップアップ講座

認知症サポーター養成講座修了者を対象に実施。

講座やオレンジカフェ等実習の機会を設け、その後、オレンジカフェや
チームオレンジなど活躍の場につなげている。

令和6年度 4回開催



認知症総合支援事業の取組 ②

認知症バリアフリーの推進

○ ①オレンジカフェ(認知症カフェ)

令和6年度 実施回数 85回 参加人数 1,126人



②認知症の本人・家族・本人のつどい

令和6年度 実施回数 21回 参加人数 244人

○ 桑名市オレンジカフェ及び認知症の本人・家族・本人と家族のつどい事業実施要綱(補助金交付)の制定（令和6年度）

オレンジカフェ、本人のつどい、家族のつどい、本人と家族のつどいを実施し、認知症の本人、家族、地域住民等が交流し、本人の社会参加の推進及び家族の介護負担軽減を図ることを目的とする。

【申請数】 令和6年度 2件 令和7年度 5件(R7.11月現在)

○ チームオレンジ

認知症サポーター等が支援チームを作り、認知症の人本人が参画し、その意向をチームの活動に反映する機会を設け、ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組み。見守り支援等

認知症伴走型総合相談窓口について ③

医療・ケア・介護サービス・介護者支援

○ 認知症伴走型総合相談窓口

身近な地域において、課題を感じた早い段階から相談ができる認知症の専門相談窓口として、市内介護事業所等に委託し、認知症等の本人や家族に専門職が伴走的に関わる「認知症伴走型総合相談事業」を実施。

① 身近な相談窓口、伴走支援

認知症の方や家族の相談を受け付け、必要な支援等をアセスメントし、課題の解決、重度化防止に向けた支援を行う。また、医療機関や介護保険サービス等の支援につながった後も、必要に応じ伴走的な支援を行う。 相談人数 214人(延べ 447人)/年

② 専門職への伴走支援・連携

地域包括支援センター等の支援機能を強化するため、地域包括支援センター等の専門職に対しても支援を実施 相談人数 112人(延べ 176人)/年

③ 地域づくり、ネットワーク構築

医療機関や介護サービス及び地域の支援機関との連携を図る取組や、認知症の方やその家族を支援する相談業務、地域において生きがいをもった生活を送れるよう社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を設置